

## 15-3：播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

### （協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

### （協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

### （変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

省 略